

○弓削商船高等専門学校教育研究設備・機器共用に係る使用料等細則

制 定 令和7年7月17日

(趣旨)

第1条 この細則は、弓削商船高等専門学校教育研究設備・機器共用規則第8条1項に基づき、弓削商船高等専門学校における教育研究設備・機器の使用料等について別表に定める。

附 則

この細則は、令和7年8月1日から施行する。

別表

使用設備・機器及び使用料

番号	設備機器名	使用料/時間 (消費税抜)	備考
1	CO ₂ レーザー加工機	1,700円	※
2	小型CO ₂ レーザー加工機	100円	※
3	パネルソー	400円	※
4	CNCフライス盤	1,100円	※
5	ラム型立フライス盤	400円	※
6	汎用立フライス盤	500円	※
7	ワイヤカット放電加工機	1,000円	※
8	ECDIS 訓練装置	200円	※
9	ペーパードーム	200円	※
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※技術料：教職員の技術指導・立会いがあれば徴収する。(一時間当たり 3,600円/税抜)

※必要経費：設備・機器の使用に際して必要な消耗品費を徴収する。(金額は要相談)